

令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

平成2年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

土岐市外国人教育連絡協議会を以下の構成員で年間2回実施し、外国人教育について協議する。

○構成員

土岐市教育委員会、土岐市外国人児童生徒コーディネーター、拠点校の管理職と外国人教育担当者、外国人児童在籍小学校代表者、外国人生徒在籍中学校代表者

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡協議会の実施

土岐市外国人教育連絡協議会を上記1のように実施する予定だったが、今年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため、一同に会する「市外国人教育連絡協議会」を中止し、資料配付をもとに外国人教育についての理解等を図った。

以下のように、資料配付による協議を行った。

4月:本年度の指導や活動の見通し、特別の教育課程の編成と実施に向けた協議

2月:今年度の成果の確認、個別の指導計画の見直しと改善、来年度の方向

(2)拠点校の設置等による指導体制の構築

- ・「特別の教育課程」によるカリキュラムの実践を行う拠点校として、土岐市立肥田小学校を指定し、県の「外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議」等において作成されたカリキュラムや教材を活用した実践と指導方法の工夫・改善を行い、指導の充実と成果の検証を行った。
- ・市が雇用する外国人児童生徒コーディネーターが外国人教育関係者との連携を密にし、積極的に支援、助言に関わり、その成果を他の外国人児童生徒在籍小・中学校へ発信した。
- ・拠点校肥田小学校においては、取り出し指導等により、在籍学年や日本語能力に応じて特別の教育課程による指導を実施した。
- ・拠点校の実践及び成果等を土岐市外国人児童生徒コーディネーターが毎月行う各校の学校訪問等を通して拠点校以外の外国人児童生徒在籍小・中学校に情報交流等を行うなど、指導・支援が行き届く体制を整備している。

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

拠点校を中心に、以下のような流れで、個別の指導計画に基づいた授業実践を行い、その実践を他校に紹介し合った。

4月:本年度の指導や活動の見通し、「特別の教育課程」の編成と実施に向けた協議

8月:個別の指導計画に基づいた授業実践の交流

11月:個別の指導計画に基づいた授業実践報告と研究協議会の開催

2月:今年度の成果の確認、個別の指導計画の見直しと改善、来年度の方向

(6)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・市内の拠点校や外国人児童生徒在籍小・中学校に、学校の状況に応じて適応支援員を派遣した。
- ・外国人児童生徒へ直接、学習指導や適応指導を行うとともに、保護者への配付物の翻訳等、学校と保

護者との連絡、調整も行った。

- ・2月末までの市外国人児童生徒適応支援員の派遣は、以下のようである。

拠点校:2名 合計 832時間

外国人児童在籍小学校:3名 合計 827時間

外国人生徒在籍中学校:5名 合計 1268時間

(12)成果の普及

- ・市の雇用する外国人児童生徒コーディネーターが毎月外国人児童生徒が在籍する小中学校を訪問し、各校における実践や成果等を他の外国人児童生徒在籍小・中学校へ学校訪問時等に発信した。
- ・市役所のHPの教育委員会のページにて、実践の概要と成果を公表した。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡協議会の実施について

- 市内の関係者が連携・協力した支援体制を構築できた。
- 市内の拠点校や外国人児童生徒在籍小・中学校の実践の成果を交流し、見直し・改善をすることで、市内全体の指導力や支援の質が向上した。
- ・今年度は新型コロナ感染予防のため、一同に会した協議会を実施することができなかったが、市外国人児童生徒コーディネーターが毎月、外国人児童生徒が在籍する小中学校に訪問し、実践や成果を伝えることで対応した。今後も、市外国人児童生徒コーディネーターを有効活用することで、外国人児童生徒への指導・支援等の充実を図っていく。

(2)拠点校の設置等による指導体制の構築について

- 市内の外国人児童生徒に対して、「拠点校」や「外国人児童生徒コーディネーター」を中心とした指導、支援体制の構築と充実を一層推進することができた。
- 市内の外国人児童生徒在籍小・中学校において、外国人児童生徒への効果的な指導方法や教材等の情報の共有化や、校内の指導体制の整備が促進された。
- ・「拠点校」と外国人児童生徒コーディネーターが連携して、外国人児童生徒の指導等の充実を以前より図ることができたが、さらなる両者の協力・連携を図り、一層の指導・支援を高めていく必要がある。
- ・市内の外国人児童生徒が在籍する小中学校における外国人児童生徒への指導方法や教材等の共有化が着実に進んだが、来年度以降の「ギガ構想」を生かしたICT教育への充実を図っていくことが必要である。

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施について

- 外国人児童生徒在籍小・中学校において、「特別の教育課程」による日本語指導の実施のために必要な内容や手順について分かり、効果的な個別の指導計画を作成できた。
- 個別の指導計画の見直しと改善により、外国人児童生徒を指導する支援員等の指導力と対象児童生徒の日本語力の向上を図ることができた。

(6)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣について

- 市内の拠点校や外国人児童生徒在籍小・中学校の外国人児童生徒への指導や支援が充実し、外国人児童生徒の学力や生活力が向上した。
- 外国人児童生徒の保護者と学校との連絡、連携がスムーズになった。

(12)成果の普及について

○市内においては、拠点校だけではなく、市内の外国人児童生徒在籍小・中学校に成果が広く伝わり、市全体の指導・支援の向上につながった。

○HPで公表することにより、市内だけではなく県内や全国に成果を発信できた。

・今年度は、新型コロナ禍により、授業公開や協議会が中止となり、成果の普及がこれまで通りに行うことが難しかった。今後は、成果をよりよく発信できる多様な方法を考えていく必要がある。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	86%	65%	%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	70%	73%	%	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。